

「令和6年度第3回熊本市大規模小売店舗立地協議会」議事録（要旨）

I 日 時 令和7年3月7日（金）10：00～：11：00

II 場 所 熊本市教育センター4階 大研修室

III 委員名簿 別添会議資料のとおり

IV 事務局 熊本市 経済観光局 産業部 商業金融課

V 次 第

1 開会

2 議事

（協議事項）

「ドラッグコスモス御幸笛田店」の届出に対する本市の意見等（案）について

「ドラッグコスモス田井島店」の届出に対する本市の意見等（案）について

「ロッキー城南店」の届出に対する本市の意見等（案）について

3 閉会

VI 協議結果概要

事務局より届出概要、学識経験者・関係各課からの意見・要望事項の提出状況、市意見案と考え方について説明し、協議を行った。

（協議事項）

ドラッグコスモス御幸笛田店に対する意見について

〔事務局説明〕

- 大規模小売店舗立地法の目的及び配慮すべき指針を勘案した結果、届出に対する市の意見はなし。
- ただし、住民等・学識経験者・関係各課の指摘内容に対する設置者の対応を踏まえ、以下3点の留意事項を付記。

(1) 出入口 No.2 から出入口 No.3 を行き来する来客者や車が多いと予想されるので、安全に横断できるように、十分な措置を講じること。

また、交通渋滞等周辺道路に影響を及ぼす状況が生じた場合には、速やかに関係機関と協議の上、必要な対策を講じること。

(2) 車椅子利用者用駐車施設について、開店後不足する状況が生じた場合には、増設を検討すること。

(3) 熊本県生活環境の保全等に関する条例における規制基準の遵守及び騒音による近隣的生活環境が損なわれることのないよう努めること。また、近隣の住民から苦情があった場

合は、適切な対応を講じること。

ドラッグコスモス田井島店に対する意見について

〔事務局説明〕

- 大規模小売店舗立地法の目的及び配慮すべき指針を勘案した結果、届出に対する市の意見はなし。
- ただし、住民等・学識経験者・関係各課の指摘内容に対する設置者の対応を踏まえ、以下4点の留意事項を付記。

(1) 交通渋滞等周辺道路に影響を及ぼす状況が生じた場合には、速やかに関係機関と協議の上、必要な対策を講じること。

(2) 車椅子使用者用駐車施設について、開店後不足する状況が生じた場合には、増設を検討すること。

(3) 熊本県生活環境の保全等に関する条例における規制基準の遵守及び騒音による近隣的生活環境が損なわれることのないよう努めること。また、近隣の住民から苦情があった場合は、適切な対応を講じること。

(4) 緑化計画に基づいた確実な施工及び適正な維持管理を行うこと。また、緑化の方法に関しては、可能な限り樹木（中高木）の植栽による緑化についても検討し、視認性等の安全対策を十分に講じること。

ロッキー城南店に対する意見について

〔事務局説明〕

- 大規模小売店舗立地法の目的及び配慮すべき指針を勘案した結果、届出に対する市の意見はなし。
- ただし、住民等・学識経験者・関係各課の指摘内容に対する設置者の対応を踏まえ、以下2点の留意事項を付記。

(1) 交通渋滞等周辺道路に影響を及ぼす状況が生じた場合には、速やかに関係機関と協議の上、必要な対策を講じること。

(2) 熊本県生活環境の保全等に関する条例における規制基準の遵守及び騒音による近隣的生活環境が損なわれることのないよう努めること。また、近隣の住民から苦情があった場合は、適切な対応を講じること。

〔質 疑〕

ドラッグコスモス御幸笛田店に対する意見について

・緑化について、芝張りが多くなっている。条例上、努力義務であると思うが、樹木の植栽を担当課から助言することはできないか。視認性の問題もあるが、樹木が1本ずつでも増えていけば、景観的に随分違ってくると思う。（磯田委員）

・車椅子使用者用駐車施設について、法的な基準があるのはわかっているが、それ以上に増台するかどうかは事業者の裁量に任されているところが多い。協議会で車椅子使用者用駐車施設の台数について大綱を作ることができないか。事業者にも、そういう方針でやっていることを示していただければと思う。（荒井委員）

・法律その他で規定されている基準は最低限クリアしなければならないが、そこからプラスアルファでどれだけやるかは本社の方針になると思う。法律で定められた基準をどれぐらい上回り配慮するか、企業としての姿勢が問われているという目を市民が持っていることが、何らかの形で伝わっていけばよいと思っている。(宮瀬委員)

・緑化について、どの店舗にも共通するところだと思うので、ドラッグコスモス田井島店と同様の留意事項を加筆してはどうか。(磯田委員)

〔回 答〕

ドラッグコスモス御幸笹田店に対する意見について

・緑化について、努力義務の範疇で理想に近づける計画を事業者を実施していただくことは難しい現状がある。緑化計画の提出があった際は、中高木を植えるような指導も行っており、現行の基準でも中高木を植えると緑化面積の割合が加算されるような基準も設けている。事業者側からすると、維持管理の観点から樹木の植栽が難しい状況があり、今後事業者にとってもメリットに繋がるような緑化の指導及び基準は考える必要があると思うが、現状としては今の基準の中での指導を行っているところ。(みどり政策課)

・車椅子使用者用駐車施設については、法的なところでは店舗面積 2,000 m²以上で 1 台以上という定めがあって、それを超えて大店立地法で何か規制をするのは難しいところもある。一方で、ご意見いただいたことで、車椅子使用者用駐車施設が増設している所もある。ご意見をいただくことで、設置者側も一定の配慮であったり、効果が期待できたりすると思っているので、今後とも、ご意見をいただきたいと考えている。協議会として何ができるかは、今後詰めていきたい。(商業金融課)

・事務局と関係課とで協議を行い、検討結果を改めて報告させていただく。(商業金融課)

〔質 疑〕

ドラッグコスモス田井島店に対する意見について

・事業ごみ対策についての指摘事項の中で、熊本市では食品ロスの削減の推進に関する法律に基づき、食品ロス削減推進計画において、2030 年度までに 2000 年度比で半減する目標を掲げて、取り組みを行っているとしている。事業者も、それに従って取り組みますということで、実際に、実施状況の確認等を関係課で行い、それについて発表や広報等を実施しているか。(荒井委員)

〔回 答〕

ドラッグコスモス田井島店に対する意見について

・実施状況の確認については、食品ロスに関しては廃棄物の基本計画、実施計画の中で定める項目の 1 つとして掲げており、廃棄物の取り組み状況も含めて、毎年度実施状況の確認後に、資料にまとめて市ホームページに掲載しているところ。

事業系の食品ロスに関しては、把握が難しいところがあり、今後は数年に 1 回でも出していければと考えている。(事業ごみ対策課)

〔質 疑〕

ロッキー城南店に対する意見について

・緑化について、どの店舗にも共通するところだと思うので、ドラッグコスモス田井島店と同様の留意事項を加筆してはどうか。(磯田委員)

〔回 答〕

ロッキー城南店に対する意見について

- ・事務局と関係課とで協議を行い、検討結果を改めて報告させていただく。(商業金融課)

(報告事項)

【過去の協議案件の現地確認結果について】

ドラッグコスモス龍田弓削店

〔事務局説明〕

●令和6年度第1回協議会にて協議を実施した「ドラッグコスモス龍田弓削店」において現地確認を行った。

●同店は交通量が多い交差点付近に立地しており、左折入出庫を促す看板や路面標示で対応しているところ。現在のところ、大きなトラブル等はなく、交通渋滞や騒音についても苦情はあっていない。

●地域貢献については、付近の歩行者等の安全確保及び防犯を図るため、店舗駐車場内だけでなく、店舗出入口の前面道路に防犯カメラを設置していることが挙げられる。

ドラッグコスモス小山店

〔事務局説明〕

●令和6年度第2回協議会にて協議を実施した「ドラッグコスモス小山店」において現地確認を行った。

●交通渋滞及び騒音については、現在まで苦情はあっていない。

●地域貢献については、ドラッグコスモス龍田弓削店と同様、店舗駐車場内及び店舗出入口の前面道路への防犯カメラの設置の他、自治会等の要望もあり、歩行者通路に点字ブロックを設置していることも、地域貢献の一環として挙げられる。

ドラッグコスモス下城南中前店

〔事務局説明〕

●令和6年度第2回協議会にて協議を実施した「ドラッグコスモス下城南中前店」において現地確認を行った。

●交通渋滞及び騒音については、現在まで苦情はあっていない。

●地域貢献については、ドラッグコスモス龍田弓削店・小山店と同様、店舗駐車場内及び店舗出入口の前面道路への防犯カメラの設置の他、店舗裏側が住宅地が広がっており、近隣住民の利便性向上のため、歩行者専用通路を設置していることも、地域貢献の一環として挙げられる。

〔質 疑〕

- ・現地確認について、確認時期は決まっているのか。(磯田委員)

・ドラッグコスモスについて、以前と色彩が変わったと感じる。担当課の努力の成果だと思っているが、景観に関して、担当課で意見等があれば教えてほしい。(磯田委員)

- ・大規模小売店舗立地法が施行されて20年以上経過し、時代が変わってきている。法施行

時とは別の問題、例えば買い物弱者のような問題も出てきている。大規模小売店舗立地法やこの協議会のあり方も従来のままでよいのかと感じた。(磯田委員)

・自治会からの要望で点字ブロックを設置したとあったが、大規模小売店舗立地法の中で設置者が近隣住民の声を聞く場は設けられているのか。(宮瀬委員)

・個人単位で地域住民の声をくみ上げることは難しいと感じるため、開業後も設置者が自治会等と連携をする等の助言を市から行うとよいと考える。(宮瀬委員)

・例えば製造業であれば、工業団地や道路整備等も必要となり、都市や景観もできてくるが、この種の小売店舗は単体で出店するため、広がってくると政令指定都市としての上質なまちづくりと若干齟齬をきたすのではないかと気になっている。都市経済として、調和の取れた景観があるまちづくりができるようにということは常々考えている。先ほどの買い物弱者の話でもあるように、都市経済として弱者の人々も生活できるようにどこまでやっていくかということを考える必要がある。そういう観点から見れば、個々の協議会も大事だが、行政としては全体を考えていただきたい。(荒井委員)

〔回 答〕

・現地確認については、時期は特に決めていないが、開業後あまり時間を空けずに確認している。(商業金融課)

・大規模行為届出が必要な場合は、色彩について基準がある。色彩については、基準への対応を行うところまでしか指導ができないのが現状だが、できれば担当課で推奨する色彩の範囲内で使用していただくよう根気強くお願いをしている。(都市デザイン課)

・大規模小売店舗立地法において、新設（法第5条第1項）や変更（法第6条第2項）の届出の際には、説明会の開催が定められている。本市では、新設の場合は3回説明会を開催するようお願いしている。

・大規模小売店舗立地法の定めではないが、店舗面積が5,000㎡以上の場合は、市がガイドラインを定めており、出店計画の段階及び地域貢献策についての説明会を別途開催する必要がある。また、これまでも自治会を通して要望を出し、設置者側も対応した事例もある。(商業金融課)

〔総 括〕

本件について、市の意見はなし。

留意事項としては、本日配布している意見案に加え、事務局と担当課が協議の上、緑化に関する留意事項を検討の上、設置者へ通知することとする。

※議事内容の一部について、当日の発言に補足を加えている。